

平成27年5月22日

各 位

会 社 名 株式会社ソリトンシステム
 代表者名 代表取締役社長 鎌田 信夫
 (JASDAQコード: 3040)
 問 合 せ 先 執行役員管理本部長 田 嶋 哲 人
 (TEL. 03-5360-3801)

定款一部変更および決算期（事業年度の末日）の変更に伴う
業績予想の修正に関するお知らせ

当社は、平成27年5月22日開催の取締役会において、平成27年6月20日開催の第37回定時株主総会にて、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとしておりますが、当社およびグループ会社の決算期の統一を行い、予算編成や業績管理等、経営および事業運営の効率化を図ること、および将来適用が検討されている国際財務報告基準（IFRS）に規定されている連結会社の決算期統一の必要性に対応するため、当社の事業年度を毎年1月1日から12月31日までに変更いたします。これに伴い、現行定款第11条、第12条、第49条および第50条に所要の変更を行うものであります。この事業年度の変更に伴い、第38期事業年度は、平成27年4月1日から平成27年12月31日までの9ヶ月間の決算期間となります。そのため、経過措置として附則を設けるものであります。

また、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款第31条（取締役の責任免除）および第43条（監査役の責任免除）の一部を変更するものであります。なお、第31条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現行定款	変 更 案
(基準日) 第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 2 (条文省略)	(基準日) 第11条 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 2 (現行通り)
(招 集) 第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。	(招 集) 第12条 当社の定時株主総会は、毎年3月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。
(取締役の責任免除) 第31条 (条文省略) 2 当会社社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を	(取締役の責任免除) 第31条 (現行通り) 2 当会社取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める

現行定款	変更案
限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。	要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。
(監査役の責任免除) 第43条 (条文省略) 2 当社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。	(監査役の責任免除) 第43条 (現行通り) 2 当社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。
(事業年度) 第49条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。	(事業年度) 第49条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。
(剰余金の配当等) 第50条 (条文省略) 2 当社は、毎年3月31日または9月30日の最終の株主名簿記載または記録された株主または記録株式買付者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「配当金」という。)を行う。 3 (条文省略)	(剰余金の配当等) 第50条 (現行通り) 2 当社は、毎年6月30日または12月31日の最終の株主名簿記載または記録された株主または記録株式買付者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「配当金」という。)を行う。 3 (現行通り)
	<u>附 則</u>
(新 設)	(第38期事業年度) 第1条 第49条の規定にかかわらず、第38期の事業年度は、平成27年4月1日から平成27年12月31日までの9ヶ月間とする。
(新 設)	(第38期の中間配当の基準日) 第2条 第50条の規定にかかわらず、第38期の事業年度の中間配当の基準日は、平成27年9月30日とする。
(新 設)	(附則の有効期限) 第3条 本附則は、平成27年12月31日まで有効であり、同日の経過をもって削除する。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月20日

定款変更の効力発生日 平成27年6月20日

4. 決算期変更に伴う今後の業績予想の修正

今回の決算期変更に伴う、経過期間となる平成27年12月期(平成27年4月1日から平成27年12月31日までの9ヶ月決算)の業績予想値は下記のとおりです。

連結累計期間(平成27年4月1日～平成27年12月31日)

(単位:百万円)

	売 上 高	営 業 利 益	経 常 利 益	親会社株式に帰属する当期純利益	1株当たり当期純利益
前回発表予想(A) (平成28年3月期)	14,300	1,100	1,080	722	円 銭 76.75
今回修正予想(B) (平成27年12月期)	9,700	450	435	290	30.81
増減額(B-A)	—	—	—	—	—
増 減 率	—	—	—	—	—
(ご参考) 前期実績 (平成27年3月期)	12,439	1,072	1,043	633	67.30
(ご参考) 前第3四半期実績 (平成26年12月期)	8,459	418	427	181	19.31

(注) 決算期変更に伴い当事業年度が12ヶ月決算から9ヶ月決算になるため、増減額及び増減率は記載しておりません。

以 上